

## 別紙 2

### 会計基準の適用範囲

社会福祉法人が実施する社会福祉事業のうち、病院会計準則及び介護老人保健施設会計・経理準則の適用を受ける施設以外の事業については、原則として会計基準が適用されることとなる。(平成12年2月17日社援第310号4部局長通知「社会福祉法人会計基準の制定について」4(1)適用の範囲により、措置費(運営費)支弁対象施設のみを運営している法人については、当分の間、従来の経理規程準則によることができる等経過措置が規定されている。)

### 会計基準適用の例示

	適用	備 考
介護保険事業を実施する社会福祉法人 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 指定訪問介護(ホームヘルプサービス) 指定通所介護(デイサービス) 指定短期入所生活介護(ショートステイ) 等		ただし、当面の特例措置として指導指針を会計基準の運用の一形態とみなし、指導指針に基づく会計処理を行った場合は、その計算書類を会計基準の計算書類に代えることができる。
介護老人保健施設を運営する社会福祉法人 介護老人保健施設を運営する医療法人	×	介護老人保健施設会計・経理準則(平成12年3月31日老発第378号厚生省老人保健福祉局長通知)又は病院会計準則(昭和58年8月22日医発第824号厚生省医務局長通知)
無料定額診療施設を運営する社会福祉法人 療養型病床群を運営する医療法人	×	病院会計準則
措置施設のみを運営する社会福祉法人 養護老人ホーム 身体障害者療護施設 知的障害者更生施設 児童養護施設 等		社会福祉法人会計基準(平成12年2月17日社援第310号4部局長通知)と社会福祉法人経理規程準則(昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長、児童家庭局長通知)の選択
保育所のみを運営する社会福祉法人 「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号)の1の(4)を適用する法人 上記以外の法人		社会福祉法人会計基準と社会福祉法人経理規程準則の選択
在宅介護支援センター、老人福祉センター等のみを運営する社会福祉法人		社会福祉法人会計基準と従来の会計処理方法との選択
身体障害者デイサービス、身体障害者ホームヘルプサービス、身体障害者ショートステイのみを運営する社会福祉法人		社会福祉法人会計基準と従来の会計処理方法との選択
重症心身障害児施設、肢体不自由児施設、助産施設に係る会計	×	当分の間、病院会計準則
授産施設に係る会計	×	別途通知予定の会計処理基準による

適用の欄は、会計基準について、 は平成12年度より適用、 は当分の間選択可、 ×は当分の間適用しない

別紙 3

介護保険事業に対する指導指針の適用範囲

1 社会福祉法人が行う介護保険事業等に係る指導指針の適用について例示すると次のとおりである。

(1) 社会福祉事業である介護保険事業を実施している場合

社会福祉事業 介護保険事業	
1 指定介護老人福祉施設	1～7のいずれかの事業に併せて実施する以下の事業 ア 指定訪問入浴介護 イ 指定特定施設入所者生活介護(経費) ウ 福祉用具貸与 エ 基準該当居宅サービス(左記4～7に限る。(以下同じ。)) オ 左記3以外で行う指定居宅介護支援事業 カ 市町村特別給付事業 キ 左記1～7で行う介護保険関連事業
2 軽費老人ホームのうち指定特定施設入所者生活介護事業を実施するもの	
3 老人介護支援センターのうち指定居宅介護支援事業を実施するもの	
4 指定訪問介護	
5 指定通所介護	
6 指定短期入所生活介護	
7 指定痴呆対応型共同生活介護	

1～7及びア～キについて指針の適用

(注1) 会計基準に基づき会計処理を行っている社会福祉法人については、その計算書類を指導指針に基づく計算書類とみなすので、指導指針によるものの作成は省略して差し支えない。

(注2) ケアハウスは指定特定施設入所者生活介護事業の実施の有無に係わらず指針の適用対象とされている。

(注3) 指針による会計の区分は、上記1から7を実施する施設、事業所及びケアハウスについては、それぞれ独立した区分とする。

- ・ 上記1において、上記4から6及びエからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。
- ・ 上記2及び3において、上記エからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。
- ・ ケアハウスにおいて、上記4から6、イ及びエからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。
- ・ 上記4から7を実施する施設等において、その他に上記4から7及び上記エからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。

(注4) 1～7のいずれかの事業に併せて指定訪問看護事業を実施している場合は、指針に準ずることができる。

(2) 社会福祉事業である介護保険事業を実施していない場合

社会福祉事業 (非介護保険事業)	介護保険事業 (非社会福祉事業)
(例) 身体障害者療護施設	ア 指定訪問入浴介護 イ 指定特定施設入所者生活介護(経費) ウ 福祉用具貸与 エ 基準該当居宅サービス オ 市町村特別給付事業 カ 指定居宅介護支援事業

ア～カについては、指針に準ずることができる。

(注1) 会計基準に準じて会計処理を行っている社会福祉法人については、その計算書類を指導指針に基づく計算書類とみなすので、指導指針によるものの作成は省略して差し支えない。

(注2) 指針による会計の区分は、上記アからカについては、それぞれ独立した区分とする。ただし、複数の事業を実施する場合は1つの会計区分として処理し、それぞれの事業についてセグメントで表示することができる。

2 医療法人等が介護老人保健施設又は介護療養型医療施設等の運営に併せ、他の介護保険事業等を実施する場合を例示すると、次の通りである。

なお、社会福祉法人以外の法人が指定居宅介護サービス等を実施する場合の指針の適用についても同様である。

(1) 社会福祉事業である介護保険事業等を実施している場合

指定介護老人保健施設	介護保険事業 (社会福祉事業)		介護保険事業 (非社会福祉事業)	
	1	指定訪問介護	ア	指定訪問入浴介護
	2	指定通所介護	イ	指定特定施設入所者生活介護
	3	指定短期入所生活介護	ウ	福祉用具貸与
	4	指定痴呆対応型共同生活介護	エ	基準該当居宅サービス
	5	老人介護支援センターのうち指定居宅介護支援事業を実施するもの	オ	左記5以外で行う指定居宅介護支援事業
指定介護療養型医療施設	6	ケアハウス	カ	市町村特別給付事業
その他の事業			キ	左記1～6で行う介護保険関連事業

1～6及びア～キについて指針の適用

(注1) この様な事例については指針の適用を受けるが、会計に関する諸記録の整備については、収支計算書又は事業活動計算書(損益計算書及び正味財産増減計算書(フロー式)等を含む)のいずれかを省略することができ、かつ、貸借対照表を省略することができる。

なお、指針に定める取扱いによりがたい場合には、一般に公正妥当と認められる会計の基準によることができる。

(注2) 指針による会計の区分は、上記1から6を実施する施設等については、それぞれ独立した区分とする。

- ・ 上記1から4を実施する施設等において、その他に上記1から4及び上記ウからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。ただし、上記1から2を実施する施設等においては、これに加えて上記アについてもセグメントで表示することができる。
- ・ 上記5において、上記ウからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。
- ・ 上記6において、上記1から3及びイからキを実施する場合は、当該区分の中にセグメントで表示することができる。

(2) 社会福祉事業である介護保険事業を実施していない場合

指定介護老人保健施設	介護保険事業 (非社会福祉事業)	
	ア	指定訪問入浴介護
	イ	指定特定施設入所者生活介護
	ウ	福祉用具貸与
	エ	基準該当居宅サービス
	オ	市町村特別給付事業
指定介護療養型医療施設	カ	指定居宅介護支援事業
その他の事業		

ア～カについては、指針に準ずることができる。

(注) 指針による会計の区分は、上記アからカについては、それぞれ独立した区分とする。ただし、複数の事業を実施する場合は1つの会計区分として処理し、それぞれの事業についてセグメントで表示することができる。